

Title	明治三・四十年代の社会と教育：天皇制の動搖と再統合をめぐって
Sub Title	The Japanese society and education during the 30's and the 40's of Meiji Period : in relation to disturbances and reintegration of the Tenno system 明治3・40年代の社会と教育：天皇制の動搖と再統合をめぐって
Author	田中, 克佳(Tanaka, Katsuyoshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1974
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.14 (1974. ), p.1- 9
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文 表紙のタイトル：明治3・40年代の社会と教育：天皇制の動搖と再統合をめぐって
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000014-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000014-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明治三・四〇年代の社会と教育

——天皇制の動揺と再統合をめぐる——

The Japanese Society and Education during the 30's and  
the 40's of Meiji Period—in relation to Disturbances  
and Reintegration of the Tennō System.

田 中 克 佳  
*Katsuyoshi Tanaka*

### はじめに

懸案の政治原理、大日本帝国憲法を明治22年に発布し、翌23年国民道徳の原理としての教育勅語を渙発した明治政府は、天皇を頂点とする支配機構づくりに成功し、ここにいわゆる天皇制国家主義体制の根幹的発想が整った。

明治初期、唱え出された「個人のために」といういい方は、このたびは明確に「国家のために」と訂正され、既存の共同体的関係<sup>1)</sup>の基盤の上に、忠良な臣民と打って一丸となって欧米列強に追いつき追い越すこと（「忠君愛国」）が期待された。こうして、この方向での天皇制の整備、強化が進行する。

明治27・8年戦われた日清戦争は、わが国の産業革命を進展させ、資本制の発展を導いた。一方、戦勝国としての権益（遼東半島の割譲）を、露・独・仏三国の干渉によって放棄せしめられるという国際政治の現実には、国民の「国家のために」という意識を刺激し、「忠君愛国」意識の浸透も進んだ。こうしてさらに10年後、日露の間に戦われた戦争（明37・8年）は、「国家のために」窮乏に耐えて戦われたにもかかわらず、その終結によってもたらされた、依然として変らぬ窮乏は、この「国家のために」という国民の意識に大きな動揺を与えた。また両戦争を経過する中で生じてきた都市における中間層の出現、寄生地主制の成長にともなう農村構造の変化は、天皇制の基盤としての社会構造の変化をもたらし、また殊に都市インテリ層に顕著な自我意識の目覚めは、国のため・君のため・家のためという天皇制を支える意識構造に動揺をもたらした。これらのことが支配層における危機意識を喚び起した。

こうしてこの時期、天皇制の再統合をめぐる諸方策

が進行する。本稿は、天皇制の整備・強化の一環としての教育体制強化の進行及び天皇制の動揺と支配層における再統合の諸方策を中心に、この時期における日本の社会と教育についての通史的理解を試みようとするものである。

### 第一節 天皇制教育体制の強化

教育勅語の成立は、国民にとって教育の一元的・究極的な目標が、天皇の名の下に指示されたことを意味し、以後これは、天皇制の精神的支配原理として機能させられることになる。日清戦勝と資本制の成立を背景に就学率の上昇、教育制度の整備・拡充がはかられ、国民への教育機会の拡大がもたらされる<sup>2)</sup>一方で、教育は、この勅語の精神を国民に浸透させることを重要課題とし、この方向での教育の統制・強化が進行する。

明治30年代前半期における、小学校の教育課程及び中学校・高等女学校の「教授要目」の国定は<sup>3)</sup>、まさにこの方向での整備・強化として機能することになり、これは以後の教育実践を規制する有力な枠組みとなった。

教科書国定制度の成立 さらにこの方向で、最も有効な方策として機能することになったのが明治36年4月確立する小学校教科書の国定制度である。

教科書は、明治19年以来検定制の下にあった（小学校のみならず中学校・師範学校についても）。すなわち、文部省検定済みの多数の民間発行の教科書を、府県の教科用図書審査委員会が審査し、その上で府県知事が採定することになっていた。当初「図書ノ教科用タルニ弊害ナキコトヲ証明スルヲ旨トシ其教科用上ノ優劣ヲ問ハサルモノトス」（教科用図書検定規則第一条〔明20〕）とした検定基準が、教育勅語成立後の明治25年3月の改正では、教科書の内容ということにその重点を移行させられ

ており、こうした動向の中から、まず明治29年貴族院は、第九議会に「小学校修身科ノ(略)教科用図書ハ国費ヲ以テ(略)編纂」することを建議し、翌30年にも「小学読本及修身科用書」の国費編纂・廉価供給を建議している。衆議院も、明治33年「徳育第一ノ本旨」にそって修身教科書の国定を建議し、34年には「現行小学校用図書審査会ノ制ヲ廃止シ小学校用教科書ハ国費ヲ以テ編纂」するように建議している。これらの建議は、国民の教育統制上の必要論のほか、検定制度の不備、検定教科書の欠陥、教科書採定にともなう不正行為などを国定への理由として掲げていた。

こうした教科書国定化への動きに対して、当然ながら民間から、国定は真理の官定であり、教科書採定にまつわる不正行為の防止は自由採択制によるべきである、といった反対論が提唱されたし、また文部省部内にも国定に反対し、自由採択制による不正防止・教科書の質的向上等を説く意見があったという。<sup>4)</sup>

しかしながら政府は、議会の建議や世論におされて、明治33年修身教科書調査委員会(委員長加藤弘之)を文部省内に設けて修身教科書の編纂に着手することになった。

有名な、いわゆる「教科書事件」が発生したのは、こうした動きの中でであった。前述のごとく検定制度下の教科書採定は、地方長官の任命する審査委員の審査を経て、知事によって採定されることになっていた。そして一度採定された教科書は、4年間変更できない規定になっていた。従って民間出版社にとって、自社発行の教科書が採定されるか否かは、死活にかかわる大問題であり、ここに出版社と審査委員との贈収賄の醜聞の絶えない原因があった。こうした審査採定に関する不正に対しては、明治34年処罰規定が設けられ、さらに、違反して刑に処せられた発行者の教科書は、採定取消し及び以後5ヶ年間採定禁止となったが、醜聞は跡を絶たなかった。また一たん採定されると4年間独占供給となるため、紙質や印刷の質をおとしたり、利益の少ない教科書は供給を怠る出版社が現われることにもなった。

明治33年の改正小学校令に伴う規則改正で、字音仮名遣改定、<sup>5)</sup>教育漢字の1,200字内外制限にともなう新編纂教科書の採定をめぐって、33・4年頃、出版社の運動が激烈となり、明治35年末、遂に「教科書事件」といわれる大疑獄事件が明るみに出ることになったのであった。全国30数道府県にわたる大規模な摘発検挙で、知事をはじめ視学官・師範学校長・師範学校教員・中学校長など百名を超える被検挙者が出、多数の嫌疑者を出した高等

師範学校の廃止論や、このような不始末の元兇として文部省を廃止し、内務省教育局とする案が出る有様であった。

この事件によって検定制度批判は一層高まり、また大手の教科書会社のほとんどがこの事件に連座していたため、さきの処罰規定によって当時の教科書の大部分が使用不可能となることは明らかであった。こうして「是は甚だ不詳の事であるけれども多年の積弊を一掃するに於ては誠に好時機であると認め、又予て私の是非実行しなければならぬと思つて居た国定の議は此際一日も猶予す可らざるものであると考へ、教科書国定の議を直に閣議に提出して同意を得」(田所美治編『菊池文相演述九十九集』)、国定制度は一挙に実施されることになったのであった。

明治36年4月小学校令第24条を改めて「小学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルヘシ」と規定し、ここに小学校教科書の国定制度が確立されたのであった。

小学校令では、まず修身・日本歴史・地理・国語読本を絶対的に国定とし、他は文部大臣の検定した教科書をも認めうるようにしたが、同年の小学校令施行規則で、算術・図画も国定に加えられた。国定制度では、小学校の主要教科書は文部省で編纂し、その翻刻発行及び供給を民間にまかせることにし、そのために「小学校教科用図書翻刻発行規則」を制定して厳格な基準を定めたが、一方、定価は最高額を定めることによって従来の2分の1から3分の1程度の安さになったという。

「教科書国定制度の誤りは極めて明瞭なり。何となれば真善美は官定すべきものにあらざればなり。」(「教科書国定制度を難す」明37)といった伊沢修二の非難、省内の批判、その他民間教育団体・教科書会社等からの反対にもかかわらず、国語読本・書き方手本・修身・歴史の国定教科書は、明治37年4月から使用されはじめ、翌年算術と図画、明治44年からは理科も国定となった。

こうして第2次世界大戦まで継続する国定教科書制度は、ここに発足し、国民教育の基本的内容を国家の統制下におさめる一つの主要な枠組みが確立したのであった。

「哲学館事件」この「教科書事件」と同じ明治35年に起った、いわゆる「哲学館事件」も、国家の教育統制の強化を示す重要な事件であった。この年10月、文部省視学官以下数名が東京の私立専門学校哲学館(東洋大学の前身)の卒業試験の臨監に来た際、中島徳蔵担当の倫理学の問題「動機善にして悪なる行為ありや」に対して「…

…動機ならざりし結果の部分を見て、之に善悪の判断を下すべき者に非ず。否らざるは自由の爲めに弑逆をなす者も責罰せらるべく……」と答えた生徒があった。そしてこれが視学官をいたく刺激し、報告を受けた文部省は、哲学館の「倫理教科書は国体上大不都合なる事を含有せり」（以上、引用は『時事新報』明36・1・28）とし、国体、すなわち実質的には天皇制への危険思想を鼓吹するものとして、中島は哲学館と東京高等工業学校の教壇を追われ、またその年度の哲学館卒業生の中学校師範学校教員無試験検定を不合格とし、あわせて予ねて許されていたこの特典の取消しが通告された（明治40年まで剝奪された）という事件である。

この時言論界は、ほとんど大部分が中島擁護に立ったにもかかわらず、権力の学問干渉の根本問題点である国体と学問の独立の関係を明示する立論は、ついに現われなかったという。結局文部省側の要求のままに事件は落着いたのであった。勅語成立後の国体論の威光と特典与奪の権を背景に、国家の統制力が官立のみならず私立にまで及ぶに至ったこの事件は、天皇制教育体制の強化として機能した事件であった。

## 第二節 天皇制の動揺

日露の戦いと日本資本制の発展 国内的に、資本制の成立・発展が進行する一方で、天皇制の強化が浸潤しつつあったこの時期（明治33年——中国民衆による反帝運動「義和団」の鎮圧——の頃）は、国際的には、資本主義的世界のいわゆる「世界分割」が終って「再分割」のための強国間の「世界戦争」が必至となった時期（江口朴郎『帝國主義の時代』）であった。日清戦勝による割譲にもかかわらず、露・独・仏三国の干渉のもとに遼島半島の還付を余儀なくされた日本国民は、「臥薪嘗胆」を合言葉に、増税による軍事力の拡大に堪え、この明治33年には日本は、義和団鎮圧の連合軍（露・英・独・仏・米・奥・伊・日）3万2千のうち1万2千の兵を送り、列強帝國主義の「極東の憲兵」たるまでになっていたのである。

こうして日清戦争から10年後の明治37・8年戦かわれた日露戦争は、かねて朝鮮・満州をめぐっての日露の角逐、明治35年成立の日英同盟を背景に、明治37年2月宣戦布告に先立つ日本海軍の奇襲によって戦端が開かれたのであった。この戦争は、日本陸海軍の「連戦連勝」のうちに展開したにもかかわらず、直接戦費だけでも日清戦争のほぼ10倍にも及ぶ20億円近くにのぼり、うち約8億円は英米で募集した外国債によってまかなわれたが、

同時に、地租と消費税を中心に1億円以上にも及ぶ増税が実施され、それは主として、労働者と農民によって負担されたのであった。

緒戦における日本の主導権にもかかわらず、やがてきた戦力の枯渇、経済的・財政的窮乏は、日本の戦争継続を困難ならしめた。38年5月、ロシア・バルチック艦隊の全滅を好機として日本は、講和斡旋をルーズベルトに一任し、こうしてアメリカの仲介のもとに、明治38年8月ポーツマスに講和会議がもたれたが、敗戦を認めないロシアを前に、戦費賠償の条件を撤回することによってかろうじて講和に成功することになったのであった。

この戦争によって日本は、在来の植民地台湾のほか、朝鮮と南樺太を植民地に加え、さらに南満州におけるロシアの権益を継承し、これらの経営のために行われた多大の財政投資等を通じて、戦後日本の産業は飛躍的に発展した。従来にひきつづき日本資本制の中心部門は軽工業であったが、さらに明治34年設立の官営八幡製鉄所を中心に急速に発展しはじめた重工業部門をも加えて、日本の資本制は、ほぼ自立の近代的大工業に立脚できるようになった。またこの時期電気事業の著しい発達に伴って、日本の工業の機械化が急速に進み、わが国の産業革命は、ほぼこの頃完成したといわれる。

このような日本資本制の急速な発展の中で、戦後は産業・金融・交通における資本の集中が急速にすすみ、初期的独占資本の形成がみられるにいたる。この進展の一端を荷って政府は、帝國主義的国际情勢を背景に、八幡製鉄所の拡充、鉄道国有（明39）のごとく官業を拡大し、保護関税を強化し、諸産業への保護強化を通じて大企業との結びつきを強めてゆくことになる。

「日比谷焼打ち事件」 資本主義諸企業にとって日露戦争は、極めて有利に作用したことはいうまでもないが、他方講和によって莫大な償金がかかりこみ、戦時の増税によって強いられた生活苦が解消されるものときめ込んでいた国民大衆は、賠償金を一銭もとれないことを知って憤激した。世論は、屈辱条約！ 講和反対！ を叫び、講和反対の大運動が展開されることになる。

日露講和直後の9月3日、大阪における市民大会は、閣員元老の問責・講和破棄・戦争継続を決議し、3日から4日にかけて全国各地で同様の集会・決議がなされたのであった。9月5日東京に発生し、さらに地方諸都市にまで波及することになった日比谷公園における講和反対国民大会直後のいわゆる「日比谷焼打ち事件」で群衆は、警察署・交番・教会・民家・電車等を焼き払い、内相官邸・御用新聞社を襲撃した。それら群衆のうち被起

訴者約百名中の大部分が、車夫馬丁から職人・人足・職工及び小商人にいたる下層の人びとであったことは、この事件が、戦時中の増税と物価騰貴にともなう生活窮乏に対する鬱憤の爆発であったことを示している。

と同時に、この事件に象徴されるこの事態は、「国家のために」ひたすら「臥薪嘗胆」に堪えてきた国民大衆の、「国家のために」という気持に大きな動揺が生じていることをも示している。こうして国民大衆の中に生活理念をとり落した者にくる虚無頹廢感があるいは「国家のために」から大きく振れた「個人のために」を軸とする意識・行動があるいは復権し、あるいは進展し、あるいは目覚めてくるのである。

**自我の目覚め** 夏目漱石が「近頃の青年は我々時代の青年と違って自我が強過ぎて不可ない。我々の書生をして居る頃には、する事為す事一として他を離れた事はなかった。凡てが、君とか親とか、国とか、社会とかみんな他本位であった。それを一口にいうと教育を受けるものが悉く偽善家であった。其偽善が社会の变化で、とうとう張り通せなくなった結果、漸々自己本位を思想行為の上に輸入すると、今度は我意識が非常に発展し過ぎて仕舞った。昔の偽善家に対して、今は露悪家許りの状態にある。」(『三四郎』明 41)と書いたのは、丁度この頃のことである。この漱石の指摘にも明らかなように、「自己本位」「我意識」はこの頃にはすでに一般的風潮として認識されるまでになっていたのである。こうした個人意識ないし近代的自我が、移入思想としてではなくわが国に目覚めてくる時期は、明治の30年代であるといわれる。それには、日清戦争後産業革命が進展する中で、大都市への人口集中が始まり、国家・君主・家のためという伝統的生活理念から比較的解放された、また欧米の個人主義的思想にふれた新しい階層、インテリ・サラリーマンと称される中間層の誕生が、その背景をなしていたといわれる。そしてこの中間層の主要部を、やがて構成することになる学生層において、この反伝統、つまり自我中心の世界への目覚めは顕著なものがあったといえる。

事実、明治36年5月、「悠々たる哉天壤、遑々たる哉古今、五尺の小軀を以て此大をはからんとす。(略)万有の真相は唯一言にして悉す、曰く『不可解』。我この恨を懷て煩悶終に死を決するに至る。(略)」という「破頭之感」を残して、日光華嚴の麓に身を投じた一高生藤村操の死は、当時の青年に大きな共鳴とショックを与えたという。自我の目覚めと煩悶・不安が、当時の多くの青年の心をとらえていたのである。

当時自我の目覚めは、時代に一つの潮流をつくりはじめており、こうして目覚めた自我は、個人主義的自我拡張に一つの方向を見出し、あるいは社会的自我の目覚めとして社会主義にもう一つの方向を見出すことにもなるのである。

前者の例として、「爾の胸に王国を認むるものにして、初めて与に美的生活を語るべけむ」(『美的生活を論ず』明 34)と論じた高山樗牛や、官能を大胆に歌いあげた歌集『みだれ髪』(明34)を世に問うた与謝野晶子などを代表的にとりあげることができようし、後者の例としては、キリスト教的ヒューマンズムに支えられて初期社会主義運動の中心となった片山潜・木下尚江・安部磯雄(明治34年、幸徳秋水ほか2人と社会民主党結党に参加。結社は届出即日禁止さる。)らを、その代表として指摘することができるであろう。

さらに、こうした潮流の主要な一環を形成したとみられる学生たちについてこれを見てみると、さきに指摘したみずからの哲学ののっとなってみずからの生命を断った藤村操の例や、それをめぐっての煩悶・不安は、主体的自我の目覚めとしてうけとれるであろうし、以下の例は、彼らの社会的自我の目覚めとしてみる事ができるであろう。

例えば、栃木県選出代議士田中正造が生命を賭して訴えつづけた足尾鉍毒問題が、ようやく世論の大問題となった明治34・5年、学生達は官私を問わず、被害地視察・報告演説会・被害民救済の路傍演説会などに多数参加し、官権の禁止・妨害に対抗しながらこの運動を進めていったという事実。

またこの時期、ようやく現われ始めた労資の階級対立を背景に、先述の、主としてヒューマンズムの立場からする社会主義運動が、先駆的実践を開始し、学生たちも多数これに参加したという事実。

そしてもちろん、先述の日露講和反対の騒擾に学生が加わっていたことはいうまでもない。

こうして先述の「日比谷焼打ち事件」は、個人を軸とする意識・行動が、一つの潮流をなしつつあった歴史的状況を背景として起った事件であり、それは、明治政府がその教化のために最大の努力を払ってきた「国家のために」(国家主義)という生活理念に対する国民大衆の動揺と、すでに芽生えはじめていた「個人のために」(個人主義・自由主義)を発想の軸とする生活態度への大きなうねりの露頭であったとみる事ができるわけである。

こうしてこの時期(明治30年代末)は、日本の社会に

「国家」の対極としての「個人」の意識が一つの潮流をなしている観念された時期であったといえることができるであろう。人間としての真実を追求する文学の世界において、「後期自然主義」といわれる傾向は、こうした「個我」の解放をめざしたものとして、文学史上に一時期を画しているが、その出発がまさにこの時期にあったのである。その代表とされる島崎藤村の『破戒』（明39）は、外的秩序の重圧に対して自我の真実に生きる苦悩を描き、田山花袋の『蒲団』（明40）は、明治の国家道徳の許容しがたい「性」の問題を赤裸々に扱うことによって自己内面の真実を追求していた。かれら自然主義文学者は、その傾向において多様であったにもかかわらず、平凡人の日常茶飯事をありのままに描写することを通して、国家・家といった既存の秩序観念からの個我の解放を求めようとする点では共通していたのであった。

**農村構造の変化** 以上みてきたような天皇制の動揺と意識せしめた時流は、とくに都市にのみ著しい現象ではなかった。食料生産者・工業原料供給者・兵力供給源として、天皇制日本の基底をなしていた農村においてこそ、既存の秩序動揺の意識は、深刻なものがあったといえるかもしれない。

都市資本主義・都市文化の農村侵入（交通の発達が大きく関与している）は、同時に自由主義思想ないし個人的営利心や自治・自主への自覚をうながした。就学率の増大にうかがわれるような教育の普及による知的水準の上昇が、この傾向にあづかっていたであろうことは、推測に難くない。

こうした自由思想ないし個人を軸とする認識の農村への浸潤が、天皇制への危険な時流として認識されたであろうことはいうまでもないが、さらに日本の資本制化（まずは主として都市の）にともなう農村構造の変化、特殊には、日露戦争前後のこの時期に制度としての完成をみるとされる「寄生地主制」に、体制の動揺を意識せしめる大きな原因があった。

周知のように明治6年の地租改正によって、農民は土地の私有を認められ、私的経営者（この時すでに小作農約2割）となったが、同時にこれは、改正地租の金納制（農業所得の約3割）・交通の発達による都会との往来の頻繁化・またそれにもなう工業製品の農村流入、等にもなう農産物の貨幣化の必要をひき起し、農民は急速に貨幣経済の中にまき込まれていった。明治14年の紙幣整理に発する不況（18年まで）は、農産物価格を急落させ、地租滞納・高利の借金を通じて、商人や高利貸へ

の土地集中が急進し、地主の寄生化が起る一方で、没落農民が激増していった。没落農民の一部は都市に流出して労働者となったが、当時の日本資本制生産は極めて幼稚であったから、ごく一部の、しかも主として婦人・子供の労働が吸収されただけで、これら農民の大半は農業以外に流出できず、小作農化せざるをえなかった。こうして明治20年代はじめには、ほぼ半数の農家が土地を失って、地主から借りた土地を耕す小作農になっていた。農業以外に生産手段をもたない零細な農民が競争しつつ商品生産を行う条件のもとで、農産物価格はたえず低水準におかれ、このような競争は小作料を高率にし、一方政府の財政政策は、地租・間接税・地方税という形で農民負担を増大させ、こうして農民、なかでも小作農は窮乏に追いやられ、日露戦争後の財政負担の増大・不況の慢性化は、益々これを圧迫した。

ひきかえに発達し、日露戦争前後に制度としての完成をみるとされる「寄生地主制度」は、都市に居住して小作料に座食し、自分の所有農地の改良は勿論、小作人の生活に対してさえ全く無関心な大寄生地主を生み、こうしてこれら地主と農村の人格的結合が失われ、かつて国家と共同体ないし中央と地方とを媒介したこれら天皇制の体制的中間層（いわゆる「地方名望家」層）は、国家権力部内に上昇し、これに代わる新たな中間層の育成、あるいはそれを埋めるための諸方策が、当然に問題とならざるをえなかった。こうしてこれらは、天皇制の動揺として意識されたのである。

### 第三節 天皇制再統合への諸方策

「学生生徒など思想取締」 こうしてこれらの事態は、支配層にとっては、天皇制の体制的危機と受け止められ、また帝国主義戦争必至と考えられた当時の国際状況の中で、まさに日本の国家的危機とも考えられたといえることができる。そこで支配層は、一層の国力の充実・拡大と国内統制の強化に腐心・努力することになる。こうして軍備の拡大、国家資本の増大、そして分裂・動揺の兆した国民精神の国家への再統合あるいは、体制的中間層ないしそうした機能物の育成等がはかられることになる。

明治39年6月9日文部大臣牧野伸顯によって発された「学生生徒など思想取締に関する」訓令は、国民教育の最高責任者として、以上みてきたような時流への支配層の危機意識をうけて語り出されたものとして読むことができるので、引用する。

学生生徒ノ本分ハ常ニ健全ナル思想ヲ有シ確實ナル目

のヲ持シ刻苦精勵他日ノ大成ヲ期スルニ在ルハ固ヨリ  
言ヲ俟タス (略)

然ルニ近来青年子女ノ間ニ往々意氣鎖沈シ風紀頽廢セ  
ル傾向アリ (略) 現ニ修学中ノ者ニシテ或ハ小成ニ  
安シ奢侈ニ流レ或ハ空想ニ煩悶シテ処世ノ本務ヲ閑却  
スルモノアリ

(略)

社会一部ノ風潮漸ク輕薄ニ流レトスルノ兆アルニ際  
シ青年子女ニ対スル誘惑ノ旧ニ益々多キヲ加ヘトス  
就中近時発刊ノ文書圖書ヲ見ルニ或ハ危激ノ言論ヲ掲  
ケ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ或ハ陋劣ノ情態ヲ描キ教育上  
有害ニシテ断シテ取ルヘカラサルモノ甚少シトセス故  
ニ学生生徒ノ閲読スル図書ハ其ノ内容ヲ精査シ有益ト  
認ムルモノハ之ヲ勸奨スルト共ニ苟モ不良ノ結果ヲ生  
スヘキ虞アルモノハ学校ノ内外ヲ問ハス蔽ニ之ヲ禁遏  
スルノ方法ヲ取ラサルヘカラス

又頃者極端ナル社会主義ヲ鼓吹スルモノ往々各所ニ出  
没シ種々ノ手段ニ依リ教員生徒等ヲ誑惑セムトスル者  
アリト聞ク若シ夫レスノ如クシテ建国ノ大本ヲ藐視シ  
社会ノ秩序ヲ紊乱スルカ如キ危険ノ思想教育界ニ伝播  
シ我教育ノ根柢ヲ動カスニ至ルコトアラハ国家将来ノ  
為メ最モ寒心スヘキナリ事ニ教育ニ当ル者宜シク留意  
戒心シテ矯激ノ僻見ヲ斥ケ流毒ヲ未然ニ防クノ用意ナ  
カルヘカラス (略)

これまで取りあげてきたような学生層・国民大衆層にお  
ける精神的時流に対する支配層の危惧及びそれへの統制  
の姿勢が、極めて明確に示されていることが理解される  
であろう。

「戊申詔書」さらにこうした危機意識の切実さは、天  
皇の権威を再度持ち出させることにもなった。それがつ  
まり、明治41年10月13日換発された「戊申詔書」(この  
年戊申にあたるため、こう称される)である。これは、  
朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ将ミ東西相倚リ彼此相  
濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友  
義ヲ悖シ列國ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願  
ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠沢ヲ共ニセムトスル  
固ヨリ内國運ノ発展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益々更張  
ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ  
惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相戒  
メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成  
跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ  
輸サハ國運発展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ処  
シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢

弘シ祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克  
ク朕カ旨ヲ体セヨ

と述べて、このたびは国民全体に対して、生活規範の方  
向を指示し、教育勅語につぐ重要詔書として国民は、祝  
祭日儀式に際して「奉詔」「暗誦」を強要されることにな  
るのである。

「家族国家観」 こうしてこの時期、国家の指導理念に  
対して離反・動揺著しいと意識された国民大衆の精神的  
再統合のために積極的に利用された理論が、いわゆる「家  
族国家観」といわれるものであった。それは既存の共同  
体的関係に基礎をおきつつ、これを上から組織し統合  
するために、儒教的家族主義と移人思想たる社会有機体  
論を癒着吻合し、忠孝道德の補強・国家社会の利益の個  
人利益への優先・対外的には国防への要請に応えうる理  
論として機能することが期待された。その理論によれば、  
日本は、一つの大家族であり、天皇は父、国民は赤  
子、さらに家族内にあつては戸主は天皇の代行者として  
機能する。こうして国家——村落——家の秩序関係は家  
族主義的階層組織によって把握され、こうして「国家の  
ために」という理由づけに代わる、親子の心情的結びつ  
きを利用しての国民の指導教化が狙われたわけである。

この「家族国家観」は、既にはやく、井上哲次郎の  
『勅語衍義』(明24)に萌芽的にみられるけれども、最  
初の国定修身書(明37)にはまだ全く現われず、明治44  
年修正を終った修身書に至って、はじめてその中核的観  
念として現われ、その解説普及運動を契機に「国民道德  
論」の名の下に興隆しはじめたとされる(石田雄『明治  
政治思想史研究』)。

こうしてこの段階にきて「家族国家観」は、わが国倫  
理大系の中核的位置に据えられたことになるというわけ  
であるが、このほかにも前述のような時勢への認識をも  
とに、支配層においてさらにいくつかの国民大衆の精神  
的ないし体制的再統合方策が推進された。

その他の諸方策 たとえば、忠道德を公德とする封建  
制下、この「道德と経済の調和」や、一種の信用組合精  
神たる「分度推譲」<sup>2)</sup>を説き、困窮に備えて生活の安全  
を計る報徳仕法を創出した二宮尊徳の卒去50年を機に、  
資本制の必然的にもたらす競争を道徳的に調和させる理  
論として、あるいは階級調和論として、殊に農村におい  
ては、地主・小作の調和論として機能することを期待さ  
れて高まった尊徳復興の呼び声の中で、明治38年1月創  
設された報徳会(のち大正元年中央報徳会と改称)運動、  
同様の性格を期待されて明治43年11月全国農事会を再編  
して組織された農業指導の中央機関である帝国農会、「幕

末に於ける各藩士族の子弟が組成せる社又は組と称せる青年の団体、及農工商の間に存せし若連中、若衆組、若者連など称へたる青年団体」の「其名称を青年会又は青年団体と改め」て「近年に至りてや再び各地に復活」(中川望「農村自治と青年団体」明41)している伝統的青年団組織への新たな「国防的」機能への期待・再編<sup>9)</sup>、さらに明治43年11月各地に自然発生していた退営軍人の尚武・親睦団体に対する「軍隊と国民とを結合する最も善良なる連鎖となる」期待から、軍部によって組織された帝国在郷軍人会、など。

これらの組織・運動は、「地方における既存の共同体的関係に基礎をもちつつ、これを上から組織し、統合する」(石田、前掲書)、いわば体制的・中間層的機能を期待されて、支配層指導の下に推進されたもので、天皇制の補強としての機能を期待されたのであった。

「南北朝正閏問題」 こうして天皇制の補強が企てられていたこの時期、支配層をいたく心痛・恐怖せしめたいくつかの事件が起った。その一つが、明治44年勃発して時の桂内閣を苦しめた「南北朝正閏問題」である。しかもこれは結局、国体論・国民道徳論を強化する上で重要な役割りを果たす結果となったのであるが、その顛末を述べておこう。

最初の国定歴史教科書(明36)以来、南北朝(〔南〕後醍醐天皇=楠木氏—〔北〕光明院=足利氏)の取扱いは、史実に従って対立させて取扱われていたのであるが、この年1月になって、南北朝対立を認めれば楠公と尊氏が同列となり、忠臣・逆賊の大義名分が不明確となって教育上よろしくない、といった指摘が興り、これが世論の注視するところとなり、2月衆議院に「文部省の編纂に係る小学校用日本歴史は順逆正邪を誤らしめ、皇室の尊厳を傷け奉り、教育の根底を破壊するの憂なきや」といった質問書が提出されて、政治上の重要問題となった。一たん扱いを誤れば、内閣の命とりともなりかねない皇室にかかわる問題だけに苦境に立った桂内閣は、巧みな懐柔策によって、予定されていた質問演説を中止せしめ、政治上は事なきをえたのであった。しかしこれに触発された教育界では、この事件をきっかけに南北朝正閏論争が活発化した。

史実の上では、北朝が支配したこと・明治天皇が北朝系であることは明白な事実であり、正閏を軽々に決すべきではないとする北朝論ないし南北朝対立論(自然派)が主張された一方で、両朝対立を認めれば忠孝道徳にたつ国民道徳が成立しない、教育上「規範」に基づく判断が必要であり、規範としては忠臣に支えられた南朝をあ

くまで正統とすべきである(規範派)とする論が主張された。結局文部省は南朝正統論を確定し、論争は規範派の勝利として落着くことになったわけである。こうして文部編修官で問題の教科書の執筆者の一人であった喜田貞吉博士は、2月末、ついに責任をとって休職処分が付され、明治44年の修正本は、課名を「南北朝」から「吉野の朝廷」に改められ、内容も全体的に改められたのであった。

「大逆事件」 この事件と同じ44年1月、かねて審理にかかっていた幸徳秋水らの「大逆事件」の大審院判決がくだった。この事件は、社会主義運動に対する政府の弾圧の一つの頂点を示し、これによって社会主義運動はながい「冬の時代」に追いやられることになる決定的事件として知られている。

初期社会主義運動の一つのピークは、明治35・6年とされるが、同時に運動に対する弾圧もこの頃から、とくに厳しくなっていた。日露戦争への雲行きの中で社会主義運動は、平和主義からする非戦論を展開し、政府とまっこうから対立することになる。こうして社会主義運動は、支配層における恐怖的となりつつあった。

日露戦争後国家資本と独占資本の経営する大事業所を中心に、相継いで労働争議・暴動が発生(明治38年—19件〔参加人員5013〕明治39年—13件〔2037〕明治40年—57件〔9855〕)<sup>9)</sup>し、鎮圧に軍隊の力を要するものまで現われた。そしてこれには、戦後明確化してきた労資関係に対する労働者の階級意識の目覚めということが背景をなしていた。教育による啓蒙も労働者たちを目覚めさせつつあったのである。

こうした情況に直面した支配層が恐怖したことは、このような労働者と社会主義者との結合であった。実際、40年2月の足尾銅山暴動においては、この恐れが現実化し、支配層は深刻な恐怖と教訓を与えられたのであった。こうして、このような情勢に対処すべく資本側では、その設定する枠組からの逸脱には断固たる弾圧をもって応じながらも、一方で温情的家族主義を打ち出して、40年代以降職工養成のための企業内養成制度を普及させたりしたのである。ところが40年前後頃から社会主義運動の中に、従来の国法の枠内での運動つまり議会政策による運動、に反対する直接行動論が現われ(まず幸徳秋水によって主張された。)、これへ傾斜する動きが出てくる。こうした無政府主義的・直接行動論が、もともと反社会主義の天皇制国家権力をいたく刺激し、明治41年7月成立の第2次桂内閣以降、社会主義運動はとくに厳しい弾圧をうけることになった。「大逆事件」といわれる明治43年



に起った数百名にもものぼる社会主義者・無政府主義者のいっせい検挙は、こうした情勢の中で行われたのであり、その検挙理由は、天皇に危害を加えようとした「大逆罪」ということにあった。この事件は、その起訴者24名のうち、結局、幸徳以下12名の者が死刑に処せられ、残りの12名が無期懲役となって、落ち着いたのであった。

幸徳ら処刑直後の明治44年2月11日出された「紀元節の大詔」は、深い危機感のもとに、政治の反省をうながし、教育に力を入れること・窮民への「施薬救療」のことなどを述べている。そして政府は、これを受けて、小学校教育費国庫補助年額を200万円とし、市町村立小学校教員加俸令を一部改正して教員優遇を処置し、また内帑金150万円をもとに各界の寄附を募って恩賜財団済生会を創設した。3月には多年の懸案であった幼少年・女子労働者など工場労働者保護のための、年令・男女・労働時間などの制限をきめた「工場法」が議会を通過（大正5年9月1日実施）した。

一方同44年5月には、「国民道徳ヲ涵養シ健全ナル思想常識ヲ養成ス」（8月24日東京広島両師範学校への通牒）べく「通俗教育調査委員会」が、官制によって設置され、通俗図書、幻灯・活動写真フィルム、通俗講演に関する件を担当する3部会が設けられて、通俗教育の施設方法等に関する調査研究の本拠となったが、これは、同じ日、前述のごとき天皇制を符やかしかねない自然主義文学の流行を背景に制定されたとみられる「文芸委員会官制」とも相俟って、「大逆事件」をきっかけとする文部省による国民の思想対策とみなされている。これらは、さしたる活動も行わないまま大正2年には、行政整理にともなって廃止されるが、その後再び現われる通俗教育（社会教育）は、「思想善導政策」を強めてゆく方向で発展させられることになる。

## 結 び

こうして明治末期には、日露戦争後とくに著しい日本社会の構造的変容及びそれともなう天皇制の動揺・国民大衆の意識の動揺を背景に、自由主義・個人主義・社会主義といった天皇制国家主義体制の枠を逸脱ないし破壊しかねない可能性を孕んだ動きが問題化しつつあったとはいえ、帝国主義的国際環境の中で、体制の再編・強化は必死に押し進められ、「国体」論は以前にもまして禁断の聖域として威力を強め、こうして「強権の勢力」が「普く国内に行亘って」硬直化した「時代閉塞の現状」（石川啄木、明43）が噴かれることにもなったのである。

教育勅語・国定教科書をはじめとして、学校における

教権の校長への帰一——従って個々の教員は単に校長の教育方針を学級に具体化するに過ぎない、等——に示される官僚的學校管理体制の確立は、自律的であるべき教育をますます全くの硬直化へと追い込むことになった。

この時期に芽生えた「個人」を軸とする自覚、社会主義、あるいはそうした方向での先駆的動きは、天皇制という枠付きながら、やがて世界史的状况の展開とも相俟って、次にくる大正期において比較的自由に開花し、大正期を特徴づける一つの主要な要素をなすことになるわけであるが、これらに関連しての教育界の動向等については、別稿に譲らなければならない。

## 註

- すなわち、その原理は家族主義であり、家一村一国家は、夫々に、また相互に家族主義的秩序として把握され、こうして「忠孝一致」が無矛盾的に了解される。こうして個人は、この秩序に埋没させられ、従って個人を軸とする意識・行動は、この秩序への脅威として意識されることは、いうまでもない。
- 教育勅語を承けての学制改革や、その後の産業社会の発展を承けての学制の整備・拡充は、この時期にも進行している（主として、初等・中等教育段階）が、本稿では、これらについては触れない。従ってその様相理解の一助として、次の数字・年表を付記しておく。

○学令児童就学率（文部省『日本の成長と教育』に拠る）

	%	%	%
明24	66.72(男)	32.23(女)	50.31(平均)
明27	77.14	44.07	61.72
明32	85.06	59.04	72.75
明33	90.55	71.73	81.48
明35	95.80	87.00	91.57
明45	98.80	97.62	98.23

○学制の改正・整備

明治24年中に、明治23年公布の「小学校令」に基づいて多数の規定が公布された。

同じく明治24年中に、「師範学校令」の改正、「中学校令」の改正

明治27年「高等学校令」公布

明治30年「師範教育令」公布

明治32年「中学校令」「実業学校令」「高等女学校令」公布

明治32年「私立学校令」公布

明治33年「小学校令」改正（4年義務・無償を原則とする）

明治36年「専門学校令」公布

明治40年「小学校令」改正（6年義務—41年4月より実施）

- 3) 従来、「綱領」(改正教育令)・「大綱」(明23年小学校令)を示すだけで、具体化は府県にまかせていた「小学校教則」を文部大臣が定めることにした。(明33・8小学校令改正, 第28条)  
同様に, 中学校については, 明35・2中学校教授要目(文部省訓令), 高等女学校については, 明36・3高等女学校教授要目(同前)が定められた。
- 4) 民間では, 伊沢修二や『時事新報』, 学制研究会などにこの動きがみられるし(『近代教育史』〔教育学全集3〕, 小学館, 97ページ), また尾崎行雄文相は, 自由採択制支持であった(『明治以降教育制度発達史』, 第4巻, 707ページ)という。
- 5) たとえば「かう・かふ・こう・こふ・くわう」といった旧仮名遣いのかわりに, 「こー」といった, いわゆる棒引仮名遣いを採用。但しこれは, 明治41年には, 再び旧仮名遣いに逆戻りした。
- 6) 官版, 教育勅語解説書ともいうべき書
- 7) 「天分を測度して自己の実力を知り, それに応じて生活の限度を定め(分度)」「人を推しあげて自ら譲る(推譲)」こと。(『広辞苑』)
- 8) 明治38年には, 内務・文部両省から「地方改良運動」の一端として, 地方青年団体の向上発達・誘掖指導・設置奨励等に関する地方長官への通牒が出さ

れている。

- 9) 相西光速『日本資本主義発達史』昭29。335ページ。

(主要参考文献)

- 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第4巻・第5巻・第6巻, 昭13—14  
土屋忠雄・吉田昇・長尾十三二編『近代教育史』(教育学全集3), 1968  
土屋忠雄・渡部晶・木下法也共編『概説近代教育史』, 昭42  
東京書籍社史編集委員会編『教科書の変遷』, 昭34  
石田雄『明治政治思想史研究』, 1954  
藤田省三『天皇制国家の支配原理』, 1966  
小野武夫『農村史』(現代日本文明史9), 昭16  
矢内原忠雄編『現代日本小史』(上巻), 昭36  
岩波講座『日本歴史』(第18巻), 1968  
岡谷三喜男『大日本帝国の試練』(日本の歴史22), 昭41  
吉田精一・下村富士男編『和魂洋才』(日本文学の歴史第10巻), 昭43  
(以上, とくに参照・依拠した主要文献のみ掲げた。)